

復興特別区域制度等について

1 「復興特別区域制度」においては、3つの計画を策定し国の認定を受けることが必要。

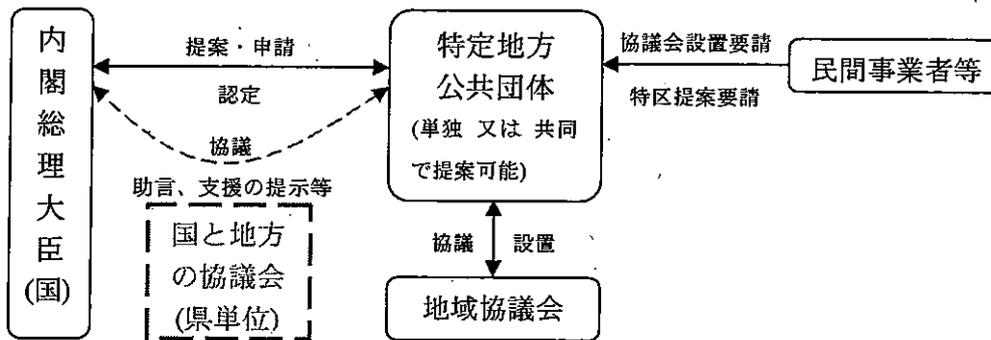
(1) 「復興推進計画」

個別の規制、手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画

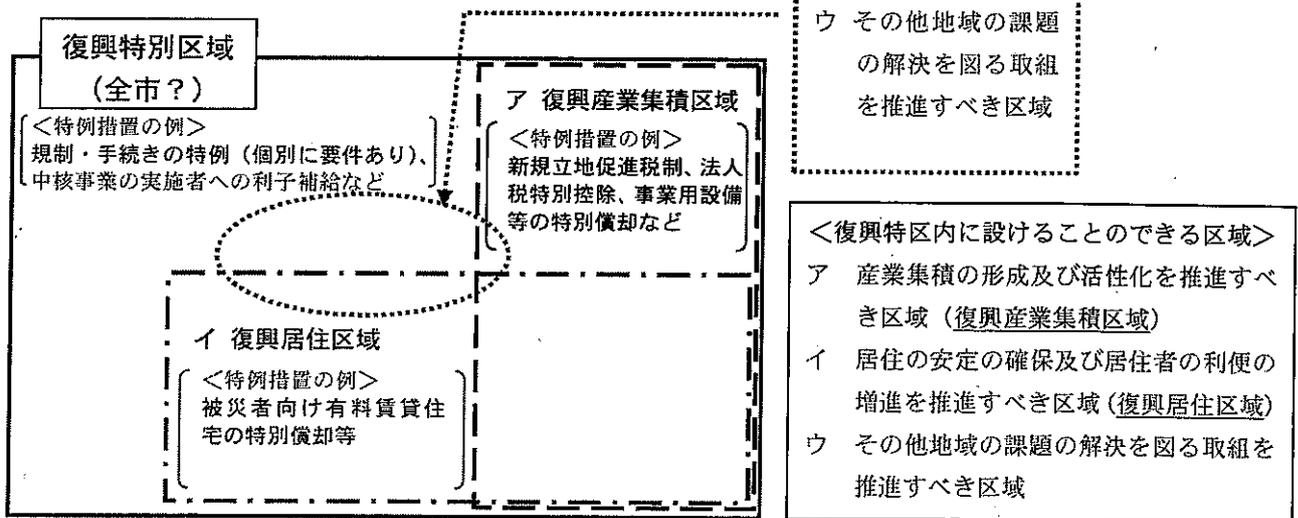
- ・財特法に定められる「特定地方公共団体」が単独又は共同で作成
- ・国の認定により特別措置適用  
⇒規制・手続きに関する15の特例、税制に関する特例及び利子補給を、国がメニューとして提示
- ・「特定地方公共団体」は、国に対し新たな特別措置の提案が可能

※復興推進計画の認定に関する基本的な事項は、「復興特別区域基本方針」で示されているが、現時点では詳細が示されていない。

<手続きのイメージ>



<区域設定のイメージ>



※ 設定した区域ごとに適用される特例が異なる。

## (2) 「復興整備計画」

土地利用の再編等による復興整備事業を迅速に行うための特例許可、手続のワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例を受けるための計画

- ・「特定地方公共団体」の市町村が単独もしくは県と共同で作成
- ・「復興整備計画」の作成・公表により、防災集団移転促進事業や復興一体事業（住宅地と農地の一体的交換・整備）などの復興整備事業等に関する特例が適用（必要に応じ、国等への協議、公聴会、公告・縦覧の手続きを経る（基本的に従前の手続必要））
- （必要に応じ、関連地方公共団体、関係行政機関等による「復興整備協議会」の協議を経る）

## (3) 「復興交付金事業計画」

復興交付金事業を実施するため、「特定地方公共団体」の市町村が単独または県と共同して作成し国に提出。県は市町村と共同で作成し国に提出。

- ・「復興交付金事業計画」に基づき、国は予算の範囲内で交付金を交付
  - ・基幹事業における対象事業は5省40事業
  - ・効果促進事業として、基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の緩やかな資金を確保（基幹事業の35%上限）
  - ・地方負担分については追加的な国庫補助、地方交付税の加算により全て手当て
- ※現時点において、原則として、個人・法人の負担に直接充当する事業、専ら個人・法人の資産を形成するための事業除かれていることから、今後検討が必要。

# 東日本大震災復興交付金(仮称)について

調整中

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：基大な面的被害からの復興地域づくりに必要となる事業

## 基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

道路整備事業 (補助金)

土地区画整理事業 (補助金)

防災集団移転促進事業 (補助金)

農業農村整備事業 (補助金)

漁業集落整備事業 (補助金)

学校整備事業 (補助金)

病院耐震化事業 (補助金)

浄化槽整備事業 (補助金)

基幹事業・・・5省40事業

被災地方公共団体

復興計画の下に進める地域づくりを支援

## 効果促進事業

■用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応  
(補助率80% (P)、基幹事業費の35% (P) を上限)

### 基幹事業

都市公園整備事業  
防災集団移転促進事業  
都市防災推進事業  
市街地再開発事業

### 効果促進事業

(例)  
災害発生時の避難路を整備  
低地の市街地とを結ぶバス路線整備  
ハザードマップを作成  
まちづくりワークショップを開催

基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を裏施可能とする用途の緩やかな資金を確保。

## 地方負担の軽減

■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業の80%を国庫補助（P）

(例)

地方負担分の50%を補助

効果促進事業の80%を補助

防災集団移転促進事業 (3/4)

土地区画整理事業 (1/2)

農業農村整備事業(1/2)

地方負担 (1/2)

②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は3次補正で全額措置）（P）

## ■執行の弾力化・手続きの簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続きの簡素化

内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。  
各府省と協力して事業実施。

# 被災集団移転促進事業の制度改正

## 背景

- 本事業は災害が発生した地域等において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援するもの。
- 東日本大震災の津波により、被災地域が広域に及び、都市によっては都市機能が喪失するような甚大な被害が生じているところ。
- 被災市町村では、被災地域から安全な地域への集団移転を含む復興計画が策定されつつある。



都市機能が喪失するような甚大な被害



各市町村の復興計画の円滑な実現を図るとともに地域の実情に合わせた事業実施を図る観点から制度改正

## 改正内容

### 被災自治体に対する財政的支援の充実

- ①補助限度額の引き上げ(※)、戸当たり限度額(現行：一般の市町村で1,655万円)の不適用(交付率3/4)

### 多様な用途の立地を可能とする移転への対応

- ②住宅団地の用地取得・造成費について、移転者等に分譲する場合も分譲価格(市場価格)を超える部分を補助対象化
- ③住宅団地に関連する公益的施設(病院等)の用地取得・造成費の補助対象化(有償譲渡等の場合は②と同じ取扱い)

### 円滑な事業実施への支援

- ④住宅団地の規模要件の緩和(10戸以上→5戸以上)
- ⑤市町村による移転元の区域内の土地取得要件の緩和(農地・宅地すべての買取り→住宅用途以外の買取りは義務としない)

※住宅団地の用地取得造成費：地域の実情に応じた造成見合いの加算。更に、これを超えた場合でも、個別認定で補助可能に。移転者の住宅の建設費等については自己負担。借入金の利子相当額補助については406万円→708万円に引き上げ 等

# 盛土造成地の崩壊・土砂災害防止対策の事業費の算出

## 背景

東日本大震災では、多数の宅地に甚大な被害が生じており、特に盛土造成地に甚大な被害が集中し、地盤が滑動又は崩落することにより周辺公共施設(道路・下水道等)を含む盛土全体が被災する事例が顕著。



甚大な宅地被害～比較的小規模なものも多数

- 災害予防の観点から制度設計されている既存の「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」を参考にしつつ、すでに被害を受けている宅地の実情に即応できる新制度を創設
- 再度災害防止を図る観点から滑動崩落防止の緊急対策工事を実施

## 既存の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

### ①交付率

1/4

### ②事業の対象となる盛土造成地の要件

盛土面積が3,000m<sup>2</sup>以上であり、かつ盛土上に存在する家屋が10戸以上

### ③崩落で被害のおそれのある公共施設等の対象

道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道)、河川、鉄道、避難地又は避難路

## 造成宅地滑動崩落緊急対策事業(創設)

### ①交付率

1/2 (特別な場合は2/3※)

※ 放置すれば災害への対応に広域にわたり重大な支障をきたすおそれがあるような施設等の保護。

### ②事業の対象となる盛土造成地の要件

盛土をする前の地盤面が20度以上かつ盛土高さが5m以上であり、かつ家屋が5戸以上のものも対象

### ③崩落で被害のおそれのある公共施設等の対象

一定の要件を満たす市町村道、家屋10戸以上 も対象

平成23年度補正予算 (第3号) フレーム

財政需要		財源	
1	東日本大震災関係経費	117,335億円	
	(1) 災害救助等関係経費	941億円	115,500億円
	(2) 災害廃棄物処理事業費	3,860億円	
	(3) 公共事業等の追加	14,734億円	
	① 災害復旧等事業費	8,706億円	187億円
	② 一般公共事業関係費	1,990億円	
	③ 施設費等	4,038億円	
	(4) 災害関連融資関係経費	6,716億円	1,648億円
	(5) 地方交付税交付金	16,635億円	
	(6) 東日本大震災復興交付金	15,612億円	
	(7) 原子力災害復興関係経費	3,558億円	
	(8) 全国防災対策費	5,752億円	
	(9) その他の東日本大震災関係経費	24,631億円	
	〔 立地補助金 雇用関係 (重点分野雇用創造事業の積み増し等) 節電エコ補助金等 住宅エコポイント 等 5,000億円 3,780億円 2,324億円 1,446億円 等〕		
	(10) 年金臨時財源の補てん	24,897億円	
2	その他の経費	3,210億円	
	(1) 災害対策費	3,203億円	867億円
	(2) その他	7億円	2,343億円
3	B型肝炎関係経費	480億円	480億円
	合計	121,025億円	121,025億円
	合計		

(参考) 財政需要試算

株式会社日本政策金融公庫等に対し、13,421億円を追加する。

(注1) 8月9日の3党幹事長協議書に基づき、復興基本方針において、「東日本大震災復興関係経費」は、9兆2,438億円となる。

(注2) 為替市場のいかなる動向にも十分な余裕をもって機動的な対応を行うようとするため、特別会計予算総額において、外国為替基金特別会計の外国為替基金証券発行等限度額を、23年度当初予算における150兆円から165兆円へと引き上げる。

(注3) このほか、特別会計予算総額において、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額を2兆円から5兆円へと引き上げる。

(注4) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。